

協 定 書

さ ぬ き 市

香川県防災士会東讃支部

防災士の継続教育支援に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と香川県防災士会東讃支部（以下「乙」という。）は、さぬき市内の自主防災組織等で活動する意思のある防災士（以下「防災士」という。）の地域防災力を維持かつ向上させるための継続的な教育に関する支援（以下「継続教育支援」という。）に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、防災士に対する適切な継続教育支援を通して、確かな知識を持ち的確な判断ができる防災士を育成し、防災士育成の仕組みを構築することを目的とし締結するものとする。

（継続教育の内容）

第2条 乙は、甲が行う防災士に対する勉強会、実地訓練等において、次に掲げる指導又は支援を行うものとする。

- (1) 各種自然災害に関する防災マップの作成の支援
- (2) 各種自然災害に関する災害図上訓練・実地避難訓練の実施の支援

2 乙は、甲と協議のうえ、習熟度が向上した防災士を選定し、当該防災士に対し、次に掲げる指導又は支援を行うものとする。

- (1) 市指定避難所を想定した避難所運営訓練（HUG等）の実施の支援
- (2) 地域における避難所運営マニュアル作成の支援
- (3) 地区防災計画の作成及び運用に対する支援

3 第1項及び前項に規定する継続教育支援は、年間6回程度行うものとする。

（勉強会、訓練等の実施）

第3条 甲は、前条第1項に規定する防災士に対する勉強会、訓練等について効率的かつ円滑に遂行するため実施体制を整備する。

- 2 甲は、乙に対して、必要とされる資料の提供を遅滞なく行う。
- 3 乙は、責任者又は指導者の名簿の提出を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、協定業務の遂行に必要な経費を負担するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の定めにより本契約が効力を失う時点において存続している支援については、当該支援が終了するまで本協定の効力は存続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年6月6日

甲 さぬき市志度5385番地8
さぬき市
さぬき市長

大山茂樹



乙 高松市屋島西町682番地13
香川県防災士会東讃支部
支部長

杯 宏年



「防災士の継続教育支援に関する協定」調印式 次第

日時 平成30年6月6日（水）

午前11時～

場所 さぬき市役所本庁3階302会議室

1 開 式

2 市長あいさつ

3 香川県防災士会東讃支部長あいさつ

4 調 印

5 閉 式